令和 5 年度 第 1 回 南島原市入札監視委員会 会議次第		
開催日時	令和 5 年 8 月 21 日 (月) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 00 分	
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 D会議室	
審議内容	1. 開会	
	2. 抽出案件の審査・質疑応答	
	①南島原市原城跡世界遺産センター基本設計業務委託	
	②市道陣之内下藤原線道路改良工事(A工区)	
	③普通河川堂山川緊急浚渫工事	
	<ul><li>④塔之坂地区災関地がけ崩れ対策工事</li><li>路木地区災関地がけ崩れ対策工事</li></ul>	
	⑤市道南島原自転車道線整備工事 有家 3-1 工区	
	⑥市道南島原自転車道線整備工事 南有馬 18 工区(有馬川下部工)	
	⑦市道南島原自転車道線整備工事 口之津 3-2 工区	
	3. 質疑案件	
	① 自転車道整備工事について、前委員会案件に引き続き事後審査申請書を提出しないことによる不落が散見される。理由の徴取はおこなわれたのか。	
	② 辞退、不落が多く見受けられる。この理由と対策はどうするのか。	
	4. その他	
	5. 閉会	

出席者(委員)

委員長 梅本 義信 委 員 中村 良治 (欠席)

委員 本田 博德 委員 岩本 公明

(南島原市)

副 市 長 山口 周一 総務部長 米田 伸也

総務部 管財契約課

課長大崎 玄勝検査班長林田 満志契約班長楠田 真典契約班本多 美和子松尾 健作

教育委員会 世界遺産推進室

室 長中村 隆敏世界遺産推進班長岩永 正貴世界遺産推進班金子 修二

建 設 部 建設課

課長山田 久道路改良班長田中 宏和維持防災班長伊藤 哲朗自転車道路整備班長川口 泰司

# 【議事】

意見・質問事項	回答
1. 開会	
2. 抽出案件の審査・質疑応答	
①南島原市原城跡世界遺産センター基本設 計業務委託	
	【担当課】業務概要の説明
【抽出理由】	【事務局】入札方式及び結果等の説明
【委員】 ・入札額に予定価格の 20%以上が 2 者、50% 程度が 1 者とバラツキがある原因は。	
【委員】 ・同行や資料作成、設計に反映することなどを相手がどの程度把握しているか、周知しているかを知りたい。 バラツキの原因については、そのような部	【世界遺産推進室】 ・入札した8社のうち3社が予定価格を大き く超える入札額となっております。今回の基本 務内容は主に造成の基本設計、建築の基本設 計および地質調査となっていますが、それぞ れ適切な積算を行い、諸経費区分や歩掛等を 参考資料として提示しており、予定価格程ツ キの原因としては把握できません。 しかし背景として、本事業は、世界遺産の構 成資産原城跡の緩衝地帯内での事業である ため、世界遺産への影響評価がないの判断 を行う南島原市世界遺産影響評価委員会の 委員との協議への同行や資料作成、設計への 反映を行う旨を特記仕様書の記載している ため、積極的な参加意欲がなかったのではと 推測しております。
分が大きいと思われるが。 ・その分の労務人数等はあまり公表しないと 思うが。	・積算歩掛の中で計上している。

そうであればバラツキが出る理由が分からない。

市の積算と比較して、どの部分が高くなっているのか。

・労務人数も公表しているにもかかわらず高 く応札される。その原因はどのように捉える か。

- その分については、積算で計上されている。
- ・では、その歩掛に必要な見積りはどこから徴 取されたか。
- ・何者から徴取したか。
- ・前業務の受注業者を頼りに、参考見積等を徴取されると、そこと繋がりがある狭い範囲での歩掛になってしまう恐れがある。

指名業者数と同数程度の業者から見積り徴取し、歩掛作成した方がより透明性がある。 特に業務委託については、指名競争で行うので参加が想定される業者から見積り徴取してもらいたいと思う。 ・この分については、一般的な歩掛がないため、参考見積を徴取し、歩掛にかかる労務人数等についても公表している。

・内訳書は提出してもらっていないので、内容 は把握できない。

#### 【事務局】

・この事業は世界遺産評価委員会という外部 組織があるが、それに対する説明、対応が必 要となってくる。そういったことで、業務的 にも煩雑になってくるため敬遠されたので はと考えている。

# 【世界遺産推進室】

- ・この業務の前に基本構想の業務を行っていますが、その基本構想の受注者、今回の指名業者から徴取している。
- ・ 最低3者以上から徴取している。

# 【事務局】

・指名審査委員会等で多くの業者から見積り 徴取するように言っているが、部署によっ て、考え方が異なり、統一されていないのが 現状です。

事務局としましても数多くの業者から徴取 し、透明性が確保できるよう検討していきた い。

#### 【委員】

・ガイダンス施設は非常に必要な施設だと思うが、どこに、いつごろ建設予定か。

・原城入口の国道沿いに予定している。来年度 着工し、令和8年度完成を予定している。

# ②市道陣之内下藤原線道路改良工事(A工区)

#### 【抽出理由】

#### 【委員】

・入札業者4者のうち、3者が失格となり、その結果、最高落札額となっている。この予防 策は考えていますか。

# 【担当課】工事概要の説明

【事務局】入札方式及び結果等の説明

# 【事務局】

・失格が多数となった原因としましては、ランダム係数によるものと考えられ、土木工事におきまして、市(官積)と参加業者(民積)の差がなく、正確に積算されております。各業者はランダム係数が低く出る場合などを想定して、下限値の0.995に近いラインで入札されると思いますが、そのランダム係数が上限値の1.005に近い数値が出ますと、当然失格者が多くなります。

今回抽出されております、【57】市道陣之内下藤原線道路改良工事(A工区)のランダム係数につきましても、1.00293675という上限値に近い数値でしたので失格多数となり、他者の失格を狙ったというよりランダム係数の影響によるものと推測いたします。

(仮にランダム係数が下限値 0.995 であった場合)最低制限価格 78,674,000円 全4業 者有効範囲内に入ります。

予防策は考えていますかというご指摘ですが、現在のところランダム係数を用いた、価格による自動的な決定方法以外に、有効的な

入札方法がなく、入札の公平性・透明性を確保する上で、やむを得ない状況であると考えております。

委員の皆様よりご提言やご指摘をいただい ている課題ですが、ランダム係数の範囲見直 しも引き続き検討し、より良い入札制度を目 指したいと思います。

# ③普通河川堂山川緊急浚渫工事

#### 【抽出理由】

#### 【委員】

・入札参加者3名のうち、2社が無効となり残り1社が落札となっている。無効理由につき知りたい。

【担当課】工事概要の説明

【事務局】入札方式及び結果等の説明

#### 【事務局】

・【109】本工事を含む【103~109】までの工事は、3月10日開札の制限付一般競争入札で土木Bランクを対象に、「類似工事における受注機会拡大の運用について」の規定に基づき、類似工事として発注しております。

委員長ご指摘の無効理由につきまして、

【109】普通河川堂山川緊急浚渫工事、【107】 普通河川矢櫃川緊急浚渫工事ともに同一業 者が最低価格で応札されておりますが、先に 開札された【107】普通河川矢櫃川緊急浚渫 工事の落札候補者となられ、類似工事適用の ために【109】普通河川堂山川緊急浚渫工事 では無効という結果となりました。

また、【109】普通河川堂山川緊急浚渫工事の第2位落札候補者は、【105】準用河川清水川緊急浚渫工事において最低価格で応札されており、先に開札された【105】準用河川清水川緊急浚渫工事の落札候補者となられ、類似

### 【委員】

・類似工事として発注する主旨はなんですか。

# 【委員】

・類似工事を設定する場合、しない場合とあるが、この工事は応札者が少数にはならない と見込んで類似工事を設定したのか。

それは案件ごとに行うのか。

### 【委員】

それは公告に記載しているのか。

④塔之坂地区災関地がけ崩れ対策工事 路木地区災関地がけ崩れ対策工事

# 【抽出理由】

# 【委員】

・文化財でもない法面処理工事であるにもか かわらず、参加者がなく入札中止となって いる。原因と対処方針を伺いたい。 工事適用のために【109】普通河川堂山川緊 急浚渫工事では無効という結果となりまし た。

・受注機会の拡大、工期短縮や業者倒産に伴う 工事リスクの軽減です。

- ・そうです。
- ・例えば、応札者が見込めない場合や、不調不 落で再度入札を行うものなどは類似工事を 設定しない場合もあり、競争参加資格委員会 において決定しています。
- そうです。

そうです。

【担当課】工事概要の説明

【事務局】入札方式及び結果等の説明

# 【建設課】

・本工事は、とび・土工・コンクリート工事と して積算・発注しており、積算基準及び積算 方法等について統一的なものでありますの で、業者において積算が困難であったとは考 えられません。

よって、3年度繰越事業であるため、令和4年度内に完成する必要があること、業者の手持ち工事が多く、人員不足等の理由により、落札意欲が低かったものと推測しております。

### 【事務局】

・法面処理工事につきましては、本案件や文化 財課発注工事において入札参加者が少ない のが現状です。

令和4年度は、参加資格の条件で、県内に本社を有し、設計額以上の完工高を求めていましたが、令和5年度からは設計額にかかわらず、県内に本社又は委任営業所を有し、1,000万円以上の完工高があれば参加できるように参加条件を緩和いたしました。

また、本案件2件については、工事を1案件にまとめ、令和5年度の早期に発注することで、落札に至っております。

しかし、令和5年度に入札参加の条件緩和をおこないましたが、依然として、入札参加者が少なく、活発な競争が行われていないのが現状ですので、今後このような状況が続くようであれば、入札方式の変更も視野に入れ、検討してまいります。

#### 【委員】

・原城跡や日野江城跡については、文化財関係であることが支障だったが、今回はそれとは関係ないということか。

また、令和5年度で発注、契約ずみという ことか。

# 【委員】

- 事故繰越なのか。
- ・令和5年度に契約した案件については、ど ういった方法で入札を行ったのか。
- ・落札者はどの程度の完工高がある業者なのか。

- ・そうです。
- そうです。
- ・先ほど述べたとおり、1,000万円以上の完工 高を条件とした制限付一般競争入札で実施 しました。

そうであれば、工期が合わなかったから応 札されなかったと考えられる。

繰越については、議会の承認が必要となるので対応が難しいところはあると思うが工期の設定については、もう少し柔軟に対応していく必要があると思う。

・今回は、12 月入札だったため、繰越での工期設定が行えない。逆にいうと、あと 1 月半程度遅らせれば、繰越した工期設定が可能ということになる。

繰越した工期設定の工事発注は、4月以降 の業者の工事を確保することにも繋がる ため、繰越についても上手く活用してほし い。

・前回も、災害であれば指名競争でもいいの ではと話していたがどうか。

指名競争にしたからといって、工期の問題 は解決しないが、応札者が少ない時は指名 競争も検討してもいいかと思う。

#### 【委員】

・とび・土工・コンクリート工事の業者は少ないのか。市内でどのくらいあるのか。

・県内の上位の法面処理工事の完工高をお持ちの業者です。

・市も 12 月に繰越明許費の設定を行い、1 月、 2 月で入札を行う場合もあります。

・近年、国も県も繰越に対する考え方が変わってきており、早期に繰越を設定するやり方が増えてきている。

・一般競争で困難な状況が続くようであれば 指名競争も考えていきたい。

・市内本社、営業所含め2者いらっしゃいます。

# ⑤市道南島原自転車道線整備工事 有家 3-1 工区

#### 【抽出理由】

# 【委員】

・7者指名中、3辞退、3者超過で落札率 99.34%と高率な原因は。

【担当課】工事概要の説明

【事務局】入札方式及び結果等の説明

#### 【建設課】

・工事の発注にあっては、工事用車両の進入路 の確保をおこない、本線土工と路盤工までの 一体的な整備により、次回の舗装工事への着 手が容易となる様に工事の発注をおこなっ ています。

建設課の積算書と業者から提出された工事 費内訳書を比較すると、直接工事費ではほぼ 近似値となっており、官積に問題があったと は考えられませんでした。

このような結果となった要因としましては、 鉄道跡地であり幅員が狭く離合等が出来ない状況である。また、工事用車両の進入が一 方向からの進入となるなど、工事箇所の施工 条件や年度後半期となり、手持ち工事など勘 案された結果、辞退等が発生したものと考え ております。

# 【事務局】

・業者選定につきましては、指名、落札回数や 地域性を考慮して選定を行いました。

辞退理由は「作業員の確保が困難なため」、

「現場代理人不足のため」、「災害復旧工事に 着工しており、本工事を履行する為に必要な 作業員の人員確保が困難で、工事完了が不可 能であるため」と聞いております。

また、本案件で辞退、超過であった業者も一方では、同日入札の他案件を落札されたり、 積極的な応札をされていますので、受注した い案件を選定しての応札を行われていると 考えられます。

### 【委員】

・辞退者を減らすため、手持ち工事量や人員不足を何らか把握できないのか。現場代理人不足で辞退するといことであれば、現場代理人として充てられる雇用者がいないということ。従業員数の把握ができていれば、それ以上の指名をしないことができる。

そういった資料を事前に整理し、空いている業者を上手く指名できるよう考えられないか。

・県工事は別にして、市発注工事の受注状況などを考慮して、指名されているということであれば、その精度を向上してもらうしかない。7者中3者辞退となれば、他に余力がある業者がいるのであればもったいないような気がする。

・土工は、工事の組み方次第で利益は大きく変わると思う。コンクリート工事や二次製品の設置などは利益が目に見えやすいが、土工は施工次第のところが大きく、狭い範囲での施工条件となるので工事の組み方も難しいと思う。

・市発注工事については、受注状況などを把握 できているが、県工事までは把握できていま せん。

・昨年度は、自転車道線を中心にこのような不調、不落の案件が多数ありました。 自転車道線については、進入路をなるべく多く設け、途中からも入れるように現場条件を工夫しながら発注を行っていましたが、辞退などが続いたのが現状です。

・また、自転車道線については、土工が主にな り利益が少ないと言われることもあります。

# ⑥市道南島原自転車道線整備工事 南有馬 18 工区(有馬川下部工)

# 【抽出理由】

# 【委員】

・1 者入札で落札率 99.7%となっており、競争性、経済性が低いと思われる。参加者が 1 者となった理由は何か。また、1 者入札の取扱いが変わっているようであるが変更の考え方、経緯を説明願いたい。

# 【担当課】工事概要の説明

【事務局】入札方式及び結果等の説明

#### 【建設課】

・工事の発注にあっては、二級河川であること から県と事前に協議をおこない、渇水期での 工事着手が可能となるように発注をおこな っています。

このような結果となった要因としましては、 二級河川であり施工時期が限られること。ま た、年度後半期となり、手持ち工事などと勘 案された結果、応札者が少なかったものと考 えております。

#### 【事務局】

・本案件は 10 月入札で不落となったため、12 月に再度入札を行ったものです。10 月、12 月ともに土木A・土木Bランク対象に 1 者入札も可ということで競争参加資格委員会にて入札条件を決定しております。

令和4年度の一般競争入札について、特に土木A対象工事について、第一四半期から入札参加者の減少、不調不落の増加がみられたため、7月入札から地域条件の緩和、9月入札から1者入札も可とする条件設定を行っております。

しかし、このような条件緩和を行っても、入 札参加者、不調不落が改善されなかったた め、年度半ばになる 10 月入札からは土木A ランク対象工事に土木Bランクも参加可能 とする条件設定を行ってまいりました。

# 【委員】

- ・1 者入札については、応札者数の減少、発注 件数の増加等を考えれば、やむを得ないと思 いながらも、競争入札における経済性を考え るといかがなものかと思うところがある。特 に今回は 1 者入札で 99%で落札されている が、同案件を前回 10 月に入札し、事後審査 申請を提出されず、不落となっている。同一 業者だったのか。
- ・前回は、落札され、事後審査申請書を提出されなかったが、今回は系列会社ではあるが、 落札され契約に至っている。

このことについては、どう捉えればよいか。

- ・1 者入札については、現在は土木A対象工事について認めているのか。
- ・であれば、自転車道線整備工事が完了すれば 以前の取扱いに戻るのか。

1 者入札については、令和 3 年度までは、工期等に特段の制約がない限り、初回入札時に参加者が 0 者または 1 者の場合は、再度入札時には 1 者入札も可とする設定を行ってきましたが、令和 4 年度は、不調不落が増加し、契約締結まで至らず、事業進捗に大きな影響を及ぼしていたため、1 者入札を含め大きく条件緩和を行ったものであります。

また、令和5年度についても自転車道線については、事業進捗を図るため、初回入札時から1者入札を認める条件設定を行っているところです。

・同一ではありませんが、系列会社の業者でした。

- ・前回と今回の入札で、なぜこのような結果に なったのかは図りかねます。
- ・市としては、事業進捗を図るため、1日でも早く入札を実施し、契約をしていただきたい状況にあり、落札を最優先として考えていることは否めません。
- ・現在は、自転車道線整備工事についてのみ1 者入札を認めています。

その他は以前と同様に再度入札の場合など は1者入札を認める場合があります。

そうです。

・1 者入札については少し考える必要がある。

# 一般競争入札における 1 者入札の県内の状況ですが、長崎県は 1 者入札を認めています。他の県内自治体も半数以上が 1 者入札を認めている状況です。

# ・ただ、自転車道線については、不調不落が多かったため、事業進捗を図るためには、やむを得ないと考えている。

# 【委員】

・ただ現在は、発注件数が半数程度に減少している状況でも 1 者入札を認める必要があるのかと感じる。

・市発注工事だけで考えると発注件数は半減 しておりますが、島原管内で見てみると、島 原道路を中心に下請けなどで従事されてい る業者は結構いらっしゃるようで、手持ちの 仕事量は多いかと思っています。

# 【委員】

- ・自転車道路整備工事については、入札公告に 1 者入札も可とする旨を記載するのか。
- ・自転車道線整備工事については臨時的な措 置で取扱っているという認識でよいか。
- ・そうです。
- そうです。

また、昨年度は土木A、Bランクが混在するような発注を行ったが、各ランクの発注基準に沿った発注を行うように議会から要望を受けています。

しかし、事業進捗、今後の状況次第では、業 者の理解、協力を得ながら、昨年度のような 発注も今後あり得ると考えています。

-1 者入札については慎重な検討を行い判断するようにお願いする。

# ⑦市道南島原自転車道線整備工事 口之津 3-2 工区

# 【担当課】工事概要の説明

#### 【抽出理由】

【事務局】入札方式及び結果等の説明

# 【委員】

・本案件をはじめとして、多数の「全員超過」 よる不落となっている。その理由及び今後 の対応につき、知りたい。

# 【事務局】

・今回 10 月 7 日入札では、自転車道路線整備 工事のみ土木A・Bランク対象を 3 件、土木 Bランク対象を 8 件発注しておりましたが、 落札に至った案件は 2 件のみであり、落札候 補者がいた案件 2 件については、前案件を落 札し、候補者辞退されたため不落となり、他 7 件については 1 者もしくは 2 者の入札参加 者のみで、いずれも範囲内の応札はなく、不 落という結果になりました。

理由といたしましては、施工条件や令和3年 度繰越事業であるため工期末の問題、各業者 の手持ち、人員の関係が考えられます。

令和5年度については、先ほどの審議案件でも述べたとおり、自転車道路整備工事については初回入札から1者入札を認める条件設定を行っているところです。

令和5年度については、現在まで自転車道路 線整備工事については土木一式工事として 15件発注し、入札参加者も若干増加傾向に あり、不調不落は2件にとどまっています。

・なぜ入札参加者が少ないのか。

#### 【建設課】

・自転車道線については施工場所が細長く、工 事用車両の進入や離合困難など現場条件が 厳しいため、そのあたりを勘案され落札に至 らない案件が多いのかと思います。また、繰 越工事であったことも不調不落の一因と考 えています。

-1 者入札を認めることは広く周知できている のか。

# 【事務局】

・公告に記載し周知しています。

の案件が落札に至りませんでした。

可能な限り、進入路の確保、隣接工事の時期が重ならないなどさせていただいたが、多く

# 【委員】

・工種を見ると単純床版橋があり、多少高度な 技術が必要と思うが、その割に請負額は少額 である。

自転車道線については利益が出にくいと業 者が思い込んでいるのではないか。

・市民が生活する最低限の社会資本は維持していなかないといけない。

維持工事についても、敬遠されている案件も 見受けられる。意識を変えていく必要がある と思う。

・ただ、施策によって変わる場合もあり一概に 言えないところもあると思う。

# 【建設課】

・積算についても適正に行っていると思っています。

#### 【事務局】

・市道については、今後、改良工事から維持工 事へシフトして行くことを話していかない といけないと思っています。

# 3. 質疑案件

# 【質疑内容① 委員】

・自転車道整備工事について、前委員会案件 に引き続き事後審査申請書を提出しない ことによる不落が散見される。理由の徴取 はおこなわれたのか。

#### 【事務局】

・前回の令和5年1月の入札監視委員会時にご 指摘いただき、辞退理由を聴取するようにし ております。令和4年10月から令和5年3

・事後審査申請を提出しない業者へはきちん とした対応を発注者へもお願いする。 月までに事後審査申請を辞退された案件は7件、今年度は現在まで1件であり、8件のうち、7件は同日入札の他工事の落札候補者になられたことが主な理由です。

# 【質疑内容② 委員】

・辞退、不落が多く見受けられる。この理由 と対策はどうするのか。

# 【事務局】

・令和4年度の辞退、不落が多く見受けられる 理由は、施工条件や工期、施工体制など様々 な要因が考えられます。

また、令和4年度の発注件数は指名、一般あわせて344件あり、うち、115件が不落となっています。

過去3か年平均と比較すると発注件数は100件程度増加、不落件数も80件程度増加しています。

この数字で考えると主な受注先となる市内 業者の受注できる許容範囲を超えた分がそ のまま不落等に繋がっているようにも見る ことができます。

労働力の確保が困難で受注者の施工体制の 強化が進まない中では、発注者として、発注 の平準化、柔軟な工期設定を行い、受注者が 施工体制を整えやすい発注を行っていく対 策が必要であると思います。

# 【委員】

・債務負担行為を活用することで業者も安定するので、自転車道線などにこれを活用することも考えられる。業者側の契約事務の軽減や工期の自由度が増すため、受注しやすくなると思う。

・現在は、債務負担行為の活用は行っていない のが現状です。橋梁架け替えなどの複数年に またがる工事の際はそういう制度の活用は

考えられると思います。 ・一般土木、自転車道線でも活用できればと思 う。 債務負担行為に限らず、どうしたら業者側も 仕事がやり易く、発注もスムーズに行えるの かを考えていってほしい。 ・今年度から余裕工期制度、週休2日制度を自 転車道路線整備工事にのみ設定しています。 余裕期間内に他工事が完成すれば、その技術 者などを配置することができるようになり ます。 ・これがうまく機能すれば、業者としては、先 に契約までは行い、その後に施工体制を検討 することができる。 そういった制度を活用し、業者の手持ち技 術者を早期に確保できるよう努力してほし い。 4. その他 5. 閉会 ・これを持ちまして、令和5年度 第1回 入札監視委員会を閉会いたします。